

# こどもも地域も幸せに！ 和光市のこどもの権利を保障するまちづくりを目指して

和光市子どもあんしん部 平川 京子

## 1 和光市の概要

和光市は、埼玉県の南端に位置し、南側は東京都と隣接。面積は 11.04km<sup>2</sup>、2025（令和 7）年 4 月 1 日現在の総人口は 84,957 人、2025（令和 7）年度一般会計当初予算額は 324 億 5900 万円。市内には県立樹林公園や国の機関が集積するほか、公共交通機関や主要幹線道路が縦横に通るなど、豊かな自然とアクセスが強みのコンパクトシティである。和光市の就学前児童人口は、2024（令和 6）年 4 月 1 日現在 4,012 人となり、2020（令和 2）年と 2024（令和 6）年と比較すると 875 人減少し、その傾向は著しい。また、児童虐待通報件数は、2020（令和 2）年度に 150 件を超えた。2024（令和 6）年度は、コロナ禍より多少減少したが、いまだ 100 件を超え高止まりである。

2023（令和 5）年度に実施した小中学生アンケート調査で、「今の生活に対して楽しいと感じるか」との設問に「楽しいと思う」「まあまあ楽しいと思う」と回答した小学生、中学生はともに 90% は超えたものの、「まわりの人から認められていると思うか」との設問では、「そう思う」「まあまあそう思う」と回答した小学生は 79.7%、中学生は 78.1% となり、小学生および中学生それぞれ約 20% の子どもたちが「あまりそう思わない」「そう思わない」と回答していることに留意する必要がある。「居心地が良い、安心できる、ここに居たいと感じる場所」（複数回答可）の設問では「インターネット空間」が小学生 16.9%、中学生では 27.0% を占めた。

また、2024（令和 6）年度に実施した若者調査では「こども・若者施策の推進にルールづくり『こども・若者条例』等は必要か」との設問に、約 70% の若者が「必要」「どちらかというとな必要」と回答した。

## 2 和光市の子ども施策の特色

和光市は、「わこう版ネウボラ」を掲げ、母子保健を所管するネウボラ課と市内 5 か所に子育て世代包括支援センターを設置し、保健、医療、福祉が一体的に提供されるよう市民の身近な地域で切れ目のない手厚い支援を実施。2025（令和 7）年度からは、その土台のもと、児童福祉を所管する子ども家庭支援課とともに「総合こども家庭センター」を設置し一体的な支援を推進している。

2015（平成 27）年以降待機児童対策を積極的に進めたことから市内のほとんどが民設園という特徴を踏まえ、2022（令和 4）年度に公設保育園内に「保育センター」を創設。経験年数が長い公務員保育士を配置し、同業者の悩みを共有、保育の視点から保育施設および子育て家庭に対する支援をおこなうプラットホームとして、保育の質の向上を図っている。

さらに、子どもが行ける場所を運営する様々な市民団体、社会福祉協議会そして市が対等に繋がり、「和光こどもの居場所会議」を 2025（令和 7）年 1 月に結成。「こどもが行ける場所マップ」の作成、情報交換、勉強会等をおこないながら、子どもがいつでも安心して過ごせる、子育てがしやすい地域を協働で目指している。

## 3 和光市こども計画に「(仮称) 和光市こどもの権利条例」の制定を宣言

和光市は、子どもの声を反映し策定した和光市こども計画（以下「こども計画」という。）に、「(仮称) 和光市こどもの権利条例の制定」を宣言した。2023（令和 5）年度当初は、第 3 期子ども・子育て支援事業計画の策定を予定していた。しかしながら、子どもの意見、和光市子ども・子育て支援会議での議論から、子どもはかけがえ

のない存在であり、権利の主体、一市民であると改めて認識。「すべての子ども・若者が身体的、精神的、社会的に幸せな日常生活を送ることができる和光市を目指すべき」と方針転換を図り、2025(令和7)年4月1日からこども計画をスタートするにいたった。

基本理念は「こどもが幸せを感じ、地域みんなが幸せを実感できる『こどもまんなか』和光」。子どもの権利4原則をこども計画の基本的な視点として、すべての施策を展開することを明記。さらに、子どもの権利の土台となる「子どもの意見の尊重」を重視し、施策の一丁目一番地となる基本方針1には「こども・若者の意見表明・参画」を掲げた。だが、条例でなければ、普遍的な子どもの権利の保障は難しい。約70%の若者から「条例は必要」と意見を聴取した。さらに市議会議員から「子ども若者基本条例をつくらぬのか」と応援も受けたことから、こども計画に「こどもの権利を念頭においた(仮称)和光市こどもの権利条例の制定を目指します。」と掲げたのである。

#### 4 子ども・若者の意見を反映させるための仕組みづくり

当然であるが、子ども・若者の施策に、子ども・若者の意見の反映は必須である。そこで、施策等を審議する審議会への参画の仕組みをつくった。具体的には、既存の審議会である和光市子ども・子育て支援会議(以下「本会議」という)の構成員として高校生以上の「こども・若者委員」を創設した。なお、本会議には保護者委員5人、市民委員2人が参画していることも踏まえ、子ども・若者の意見に真摯に耳を傾ける会議体として更に醸成を図るため、併せて「こどもの権利擁護に関し知識経験を有する委員」および「地域福祉の業務に従事する委員」を創設、委員数を17人から20人に増員した。

また、本会議の前段で、より深く、より本音で子ども・若者の意見を聴取し、議論するため「こども・若者部会」を新設。「こどもの権利及び福祉の向上を目的としたこどもからの意見聴取、こども施策の検討及び評価に関すること」を所

掌事務とした。

こども・若者部会の構成は5人。本会議から、こども・若者委員とこどもの権利擁護に関し知識経験を有する委員の2人、部会委員は公募とし、高校生・大学生を対象に3人とした。任期は、市政への参画を身近に感じて欲しく、ハードルを下げ、多くの子ども・若者の意見を聴きたいとの考えから1年に設定。報酬も、本会議委員と同額とした。

とはいえ、部会委員に応募してくれる高校生・大学生がいるのか、かなり不安であったが、ふたを開けると8人から応募があり、安堵したものの3人に絞る必要があった。勇気を出して応募したその意欲、気持ち、意見を大切にしたい。そもそも、市政に子ども・若者の意見が反映される仕組みや活躍の場がないから増やしたい。そこで、試行的に創ったのが「わこう★こども意見プラスリーダー」である。ぜひ協力していただきたいと依頼。了解が得られた4人がリーダーとなり、和光市民まつりで子どもに対するアンケート調査を実施、集計、まとめまでを担った。

むやみに会議体を増やすのではなく、既存の枠組みを生かす手段をとり、市民参加や他部署事業も活用しながら、子ども・若者が意見を表明できるよう様々な機会や活躍できる場をつくっていった。

#### 5 条例制定の下地づくりから様々な活動へ

まずは、子どもの権利に関する意識調査を実施。本会議やこども・若者部会で頂いた意見をアンケート調査票に反映した。教育委員会の協力のもと、学校のタブレット端末を活用し、担任から説明を聞きながらホームルーム等の時間で実施していただいた。

そして、子どもの権利保障の周知啓発にも着手。若手職員が、子どもになじみ深いキャラクターを使い「こどもの権利ってなに？」という動画を作成。こどもワークショップで上映すると、子ども達は真剣な眼差しで動画を視聴した。

さらに、2025(令和7)年4月、児童館、学童クラブ等の指定管理者である社会福祉協議会に

「こどもゆめづくり課」が設置されたことをきっかけとして、社会福祉協議会とともに、様々な団体に直接足を運び、こども計画、子どもの意見尊重の意義と地域活動での取り入れおよび「(仮称)和光市こどもの権利条例」の制定に理解協力を求める依頼啓発活動をおこなった。

すると、子どもの意見を尊重した活動が市内様々な場所で動き出したのである。小学校の校長が学校だよりのトップページで子どもの権利4原則の大切さと今後和光市が子どもの権利の条例を制定することを保護者へ発信。誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを目的とする住民組織「地区社会福祉協議会」のうち3団体が、こども計画や子どもの権利をテーマにした研修会を実施したほか、活動にも子どもの意見を尊重する場面を取り入れた。さらに、小学6年生が5歳から3年生向けの運動イベントを企画し総合児童センターで開催。そのほか、同センターではホワイトボードを設置し、つねに子どもと意見交換しながらその意見を運営に反映している。そして社会福祉協議会では、子どもの発案による子ども自身がおこなう事業に対して助成金を創設する等、子どもの権利を尊重する取組がおこなわれはじめたのである。

## 6 コンパクトシティだからこそオリジナルの「こどもの権利条例」を目指して

2026（令和8）年2月現在の「(仮称)和光市こどもの権利条例」の制定スケジュールでは、2026（令和8）年8月頃、骨子案を提示、素案を検討。2027（令和9）年6月頃、条例案を作成。同年8月頃、パブリックコメント。同年12月定例会に条例案を上程。周知期間を設けて、2028（令和10）年4月施行を目指す。庁内の会議体は、企画部所管で市長および部局長で構成する「人権施策推進本部」を活用、全庁的な体制で検討する。さらに和光市議会とも対話による交流で、子ども・若者の権利保障の理解を深め、協力いただきながら一緒に創りあげたく、こども・若

者部会と市議会との意見交換会を提案する予定である。

コンパクトシティだからこそ、和光市オリジナルの「こどもの権利条例」の制定を目指す。様々な「声なき声」を含めた子ども・若者から沢山の意見を聴かせていただくためには、創意工夫が必要である。先進自治体の条例も参考にしつつ、こども・若者部会、本会議を中心に、具体的な内容等の様々な課題を熟議いただきながら検討する。そして、より実効性のある条例を制定するには、保護者へどのように伝え、理解していただくか。教育委員会との緊密な連携。子ども・若者の意見尊重を全庁的に浸透させ、風土にしていくこと。そして、一番難しい子ども・若者の懐に届く情報提供の仕方やテクニック等あらゆる課題を並行して乗り越えていかなければならない。その過程で、子ども・若者、子育て家庭、そして地域の方々との対話をするのが、どれほど重要で今の社会を表すか。実は、一つひとつが小さくても丁寧な取組が目標にもっとも近道であることを身をもって実感する。気づき、見落とし、大切な声をしっかり伝えてくれるのは市民であり、感謝の意を忘れてはならない。「(仮称)和光市こどもの権利条例制定」の主担当は、子ども家庭支援課子ども施策担当2人、課長を筆頭にして全力で取り組んでいる。子ども・若者と対話しているときの職員の様子はキラキラ輝き「子ども・若者との対話が楽しい」と意欲に満ちている。それ以外にも、保育所、児童センター・児童館、学童クラブ、母子保健等様々な業務において、子ども・若者、子育て家庭、地域の方々にリスペクトしながら、真剣に取り組む職員のおの姿を尊敬し、手前味噌ではあるがわたしの誇りである。

ゴールは、こどもの権利条例の制定ではない。条例の制定後、こども計画の基本理念「こどもが幸せを感じ地域みんなで幸せを実感できる『こどもまんなか和光』」にすること。子ども・若者・地域、皆で、「(仮称)和光市こどもの権利条例」のもと、こどもの権利が文化になる和光市にしていきたい、すべての仲間とともに。